

No	質問内容	回答
1	<p>キタエリアⅡ期 1. 別紙2について ①仮設駐輪場、本設駐輪場は同じ場所という認識でよろしいでしょうか。 ②仮設・本設駐輪場は埋設配管工事が発生する見込みでしょうか。 ③本設駐輪場は、134台（17台増）とありますが、配置図を開示いただけますでしょうか。 ④③の配置図によつては、134台が設置出来ない可能性がございますがどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>①②③④ 別紙2に関しては、近接ビルの建替等に伴い移設等の対応が必要となるものであり、詳細について関係事業者と調整中です。 そのため、仮設駐輪場および本設駐輪場の整備箇所・整備方法・レイアウトについては、現時点未定です。 なお、台数については、134台を確保する方向で調整しています。</p>
2	<p>P4 良好な維持管理 自転車駐車場が歩道上に配置されているため、街路樹の落葉が場内へ多数ございます。 日々の清掃を心掛けてはおりますが、量が多く処分にも困ります。場内の落ち葉は貴市の剪定や清掃作業時に回収頂けないでしょうか。それとも、場内の落ち葉は事業者の負担にて清掃する必要がありますでしょうか。</p>	<p>場内の落ち葉は、募集要項記載のとおり事業者の負担にて清掃していただく必要があります。</p>
3	<p>P5 5(2) 道路占有許可条件による事業上の制約 道路管理者が行う道路工事の場合は駐輪場器具等の移設及び撤去等にかかる費用負担については、全て事業者負担になるということでしょうか。例えば売上に大きく影響を与える様な支障工事（施設台数の半減などによる売上減少）でも含めて事業者負担ということになるでしょうか。</p>	<p>道路管理者が行う工事だけではなく、募集要項5ページ「5（2）道路占有許可条件等による事業上の制約」記載のとおり、本事業における駐輪場の位置、範囲、施設台数等を変更することとなった場合、この変更に伴う駐輪器具等の撤去又は移転費用、利用料金収入の減少等の損失は、事業者に負担していただきます。</p>
4	<p>P7 5(12)事業上のリスク負担 「公共工事等に伴って駐輪場の共用スペースが支障となる場合には、本市からの共用休止などの指示に従つていただきます」とあります、その場合の事業上のリスクは事業者負担になるのでしょうか。例えば1か月以上の公共工事による共用休止（＝売上機会の損失）であれば、納付金による調整等のご協議いただけないものでしょうか。</p>	<p>ご質問いただいた事業上のリスクは事業者負担となります。 納付金の調整については、募集要項8ページ記載のとおりです。</p>
5	<p>P12 8(6)価格提案書等の交付について 応募申請提出後に委任状等が交付されますが、代理人申請に伴う代表印の捺印手続きに時間を要しますので、先行して交付いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>質問・回答別紙1のとおり交付します。</p>
6	<p>ミナミエリア（Ⅱ期）別紙6 増設箇所について、15台の設置にしては範囲が広く見受けられますが、複数区画にわかっているのか、あるいは示された範囲のどこかで1区画なのか、詳細をご教示いただけますでしょうか。（埋設配管工事見積に関わるため、複数区画になる場合は、具体的に何区画になる予定かご教示ください現状想定している図面があればお示しください）</p>	<p>当該範囲での増設について、警察等関係部署と調整中であるため、詳細は未定です。</p>
7	<p>現況、設置台数が少ない（精算機1台・駐輪機1台など）区画について、他区画に増台して全体台数の確保を図り、該当区画の設置を「なし」または周辺駐輪場案内看板の設置のみとして計画してよろしいでしょうか。 ・募集要項2に記載の「原則コインボスト不可」について、現況、コインボストを設置している箇所についても、電磁ロックに変更を前提に計画が必要ということでしょうか。</p>	<p>基本的には各区画を駐輪スペースとして運営していただく必要がありますが、レイアウト変更等の提案がある場合は、応募申請書類「提案図面及び説明資料」において提案してください。提案内容の実施については、事業者決定後、改めて協議することとし、協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。なお、提案が実施できない場合でも、納付金の調整は行いません。 コインボストの設置に関しては募集要項記載のとおりです。</p>
8	<p>現在、コインボストを設置している経緯・理由をご教示ください。</p>	<p>設置当時の本市と事業者間の協議によるものです。</p>
9	<p>仮設駐輪場として移設予定の駐輪場について、移設先の土木整備・柵設置工事は貴市にて行われ、電気引き込みと駐輪機撤去・設置工事を事業者にて行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>各エリアで現状かかっている電気通信費、ほか管理費用についてご教示ください。</p>	<p>質問・回答別紙2のとおりです。</p>

11	募集要項8ページ6納付金についてですが、本募集に関する納付金額は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。	納付金額は税込です。
12	募集要項5ページ(1)についてですが、本募集において道路占有許可は貴市が取得するとなっていますが、事業者が貴市にお支払いするのは、納付金のみで、道路占有料等は不要の認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	募集要項1ページ2募集区分及び既設台数についてですが、各エリアの特記事項に記載されている移設に関する費用については全額事業者負担になりますでしょうか。また、事業者負担の場合は機器移設及び撤去費用以外に掛かる項目があるかご教示ください。	移設に関する費用については、募集要項5ページ「5（2）道路占用許可条件等による事業上の制約」とおりです。駐輪場として運営いただくための案内看板の移設・撤去等や電気引き込みなども事業者で実施していただく必要があります。
14	募集要項6ページ(6)についてですが、「引き継ぎに伴う駐輪機器等の入替により駐輪場が利用できない期間・台数が最小限となるよう」と記載されていますが、事業者が変更となつた場合、前事業者は2026年3月31日までに設置機器等の撤去を行う必要があるのか、もしくは2026年4月1日から撤去開始になるかどちらかご教示ください。	撤去時期は協議の上決定します。
15	募集要項2ページの「※特記事項の記載内容は、公募時点での予定です。実施時期や台数増減等の内容は、変更となる可能性があります。」と記載されていますが、運営事業者の決定後、特記事項に関する大幅な増減が生じた場合、募集要項8ページ6納付金の項目の「納付金の額は、原則変更しません。ただし、本市の責に帰すべき事由で、事業期間及び設置台数に大幅な変更が生じ、利用料金収入が大幅に増減する場合には、別途協議の上、改めて納付金の額を定めるものとします。」の項目は適応されるかご教示ください。	協議事項・納付金調整については、個々の事例に応じて個別判断することとなります。
16	募集要項2～3ページのウ駐輪器具等の設置について、電気設備の状況等により精算機の設置が困難な場合はコインポストの設置が可能とありますが、現在全区分のコインポスト設置箇所をご教示ください。 また、現在地中配線を行っていない集中精算機もありましたらこちらも設置箇所をご教示ください。	募集要項別添資料3及び現地を確認してください。
17	募集要項1ページ2募集区分及び既設台数について、図面変更による既設台数の増台は可能かご教示ください。	応募申請書類「提案図面及び説明資料」において提案してください。提案内容の実施については、事業者決定後、改めて協議することとし、協議の結果、実施できない提案もありますのでご承知おきください。なお、提案が実施できない場合でも、納付金の調整は行いません。